

第4 若年者を中心とした人間力の強化

我が国にとって人材が国家の基礎であることから、経済社会の活力の維持・向上を図るため、今後の時代を担う若年者の人間力の総合的な強化を図る「若者自立・挑戦プラン」を推進するとともに、労働者個人が主体的なキャリア形成を図ることができるようにするための条件整備や厳しい雇用失業情勢の中で再就職を促進するための効果的な能力開発システムの構築を図る。

1 「若者自立・挑戦プラン」の推進

301億円（252億円）

(1) 教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援の実施

- 中高生仕事ふれあい活動支援事業の拡充 46億円
13億円

学校等と連携して、中高生自らが職業に関する取材活動、職業体験、ボランティア体験等を行うことにより、在学中からの職業に対する意識を啓発する「中高生仕事ふれあい活動支援事業」の対象地域を拡充する。

16都道府県 → 32都道府県
- キャリア探索プログラムの拡充等による職業意識形成支援の推進 16億円

企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラムについて、早い段階からの職業意識形成を支援するため、高校のほか小中学校においても実施する。
- 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 13億円

在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じてマンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。
- 学卒就職者の早期離職防止対策モデル事業の実施（新規） 31百万円

就業意欲や職業能力の向上の動機づけ、職場でのコミュニケーション能力の付与等を内容とする業界単位の集団研修、職場定着のための事業所内の相談、助言体制の整備等を内容とするモデル事業を地域の事業主団体等に委託し、実施する。

○ 職業意識啓発や就業に係る基礎的知識等の能力開発支援の拡充

3. 8 億円

フリーター等の若年者に対し、民間教育訓練機関等を活用し、グループカウンセリングによる職業意識啓発やマナー講習等に加え、新たに企業での職業体験を実施する。

(2) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入（新規）

7 5 億円

若年者を対象とした新たな人材育成システムとして、企業と教育機関をコーディネートし、企業実習と一体となった教育訓練を行うとともに、修了時に実践力の能力評価を行うことにより一人前の職業人を育成する「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」を導入する。当面は学卒未就職者や近年急増しているフリーターを中心に広範に推進する。

訓練計画数 平成16年度 4万人

(3) 若年者向けキャリア形成支援の推進

9. 7 億円

○ 専門的なキャリア・コンサルタントの養成・活用（新規）

1. 2 億円

若年者向けの専門的なキャリア・コンサルタントに必要な能力基準等を策定するとともに、必要な能力付与を行うための訓練を職業能力開発大学校等で実施し、若年者対策での活用を推進する。

○ フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点づくりの推進

8. 5 億円

フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点として大都市部に開設している「ヤングジョブスポット」について、民間団体への運営委託を進めるとともに、企業や大学等を含めた関係者との連携を強化し、より効果的な運営を図る。

(4) 若年労働市場の整備

1 2 7 億円

○ 学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備

6. 6 億円

学卒、若年者向けの能力評価として技能系から事務系にわたる幅広い職種を対象とした実践的能力評価、公証の仕組みの整備を行う。

○ 企業における若年者の採用・育成方針の集約と情報開示等の推進（新規）

1 9 百万円

企業が若年者に求める能力要件を調査・分析して取りまとめ、若年者への情報提供を行うとともに、若年者の人材育成に積極的な企業の事例の収集及び分析を行う。

○ 若年者試行雇用事業の推進

8 6 億円

学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、若年者の雇用を推進する。

- **フリーターから正社員への登用制度の普及促進（新規）** 18百万円
フリーターに対して安定就労の動機付けや職業生活に必要な知識・技能の付与等をしつつ、正社員として登用する制度を有する企業の事例を収集、分析するとともに、これを活用した事業主に対する普及促進のためのセミナー、相談・援助を実施する。

(5) 地域との連携・協力による若年者就職支援対策の展開（新規）

27億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブ・カフェ）や地域の経済団体等に対し、企業説明会等の事業を委託するとともに、都道府県の要請に応じワンストップサービスセンターに公共職業安定所を併設するなど、地域との連携・協力による効果的な就職支援対策を推進する。

2 キャリア形成支援のための条件整備の推進

49億円（61億円）

(1) 多様なニーズに応じたキャリア・コンサルティング実施体制の整備

30億円

- ・キャリア形成（職業経歴を通じた能力形成）についての相談支援を強化するため、民間機関、職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成を推進するとともに、公共職業安定所や民間企業等での活用を図る。
- ・労働市場や心理学、キャリア形成等に関する理論、実践にわたる高度専門的な能力に基づき、より専門性の高いキャリア・コンサルティングを行う人材の養成に向け、その能力要件の明確化と学習カリキュラムの検討を行う。

(2) 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備

6.4億円

労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。

3 高度かつ効果的な職業能力開発システムの整備

246億円（234億円）

○ **民間を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進**

238億円

専修学校や大学・大学院等の民間を活用して職業訓練から就職支援まで一貫した支援を推進する。このうち民間への訓練委託については、就職率向上を図るため、訓練委託費を就職実績を踏まえて交付する仕組みを導入する。また、求人事業所等を活用した求人ニーズに即したオーダーメイド型訓練の推進を図る。

- 産学連携による大学等を活用した高度かつ実践的教育訓練の開発
(新規) 8百万円
大学及び事業主団体等からなる産学協議会を設置し、大学・大学院等を活用した社会人向けのモデルカリキュラムを開発するとともに、そのモデル実施、効果測定を行い、今後の高度な人材養成に活用する。
- 新たなものづくり等に向けた先端的な取組 7.4億円
- ・起業や新分野展開に係る相談援助、人材育成を行う創業サポートセンターにおいて、離職者向け訓練の実施や創業人材と支援者等とのマッチング、ネットワークづくりを図る等の拡充を行う。
 - ・技術・技能の変化に即応し、創意工夫も出来る実践力のある人材を育成するため、技能五輪の機会を活用した若年者のものづくり教育の推進や集積地における地域の事業主団体等が行う人材育成に対する支援を行う。

第5 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

経済環境が著しく変化し、少子・高齢化が進行する中、個々の労働者がそれぞれの状況に応じて自律的に働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現できるよう、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を推進する。

また、賃金不払残業の解消など誰もが安心して働ける環境づくりを推進するとともに、男女雇用機会均等の確保や不当労働行為事件にかかる審査の迅速化・的確化の促進など、公正な働き方を推進する。

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備

17億円（17億円）

(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備

9億円

働く者が仕事と生活の調和を図りつつ、多様な働き方を自律的に選択できるよう、年次有給休暇の取得促進、柔軟な労働時間管理等の推進を図るとともに、労働環境の整備について検討を行う。

(2) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進

5.1億円

パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的、モデル的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。

(3) ワークシェアリングの導入推進

○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施

2.4億円

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、短時間正社員制度導入モデルの開発を進めるとともに、ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

2 誰もが安心して働ける環境づくり

288億円（281億円）

(1) 賃金不払残業の解消に向けた取組の推進

1.3億円

監督指導体制の一層の強化を図るとともに、無料電話相談窓口の開設、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知・啓発等により賃金不払残業の解消に向けた取組を促進する。

(2) 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

5.9 億円

過重労働による健康障害防止を徹底するため、所定外労働の削減を促進するとともに、労使による自主的取組の促進、労働者自身の健康管理を促すチェックリストの普及を図る。

また、労働者の心の健康づくりを推進するため、メンタルヘルス指針の普及定着を図るとともに、精神科医の活用による相談体制の強化を図る。

(3) 未払賃金立替払制度の適正な運営

281 億円

企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

3 公正な働き方の推進

16 億円 (16 億円)

(1) 男女雇用機会均等確保対策の推進

○ **男女間の賃金格差解消に向けての支援**

87 百万円

男女間の賃金格差の解消に向けて、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの周知・啓発を行うとともに、格差の要因となっている男女間で差がみられる配置、昇進や業務の与え方等の改善を図るため、男女の固定的な役割分担意識を解消するプログラムの開発・企業への情報提供を行う。

(2) 不当労働行為事件にかかる審査の迅速化・的確化の促進

1.3 億円

労働者の団結権等の侵害から救済するために設けられている労働委員会による不当労働行為審査制度について、司法制度改革の一環として、審査の迅速化・的確化を図るための見直しを行う。

(3) 総合的な個別労働紛争の解決の促進

1.4 億円

厳しい雇用情勢等を背景に増え続ける事業主と個々の労働者との間の紛争を解決する個別労働紛争解決制度において、紛争調整委員会によるあっせんの迅速かつ適切な処理を確保するため、紛争の実情調査を行う専門の調査員の新設等により体制の充実を図る。

第6 安心して質の高い効率的な医療の提供と健康づくりの推進

安全で安心な患者本位の医療が提供されるよう、平成16年度から始まる医師の臨床研修必修化の円滑な実施を図るとともに、医療安全対策や医療情報の提供、医療のIT化等を推進する。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

さらに、国民に健康上の不安がないよう、16年度から新たに始まる第3次対がん10か年総合戦略をはじめ健康づくり施策を推進するとともに、SARS等の感染症対策の充実等を図る。

1 医師等の臨床研修必修化の円滑な実施

188億円(59億円)

○ 医師臨床研修の推進

171億円

平成16年度からの医師臨床研修の必修化は、良質かつ適切な医療の提供に向けた改革の基礎として不可欠なものであり、新制度の円滑な実施を図るため、研修を行う病院に必要な支援を行う。

○ 歯科医師臨床研修の推進

11億円

平成18年度からの歯科医師臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

2 安心して質の高い医療提供体制の充実

536億円(585億円)

(1) 医療安全対策や医療に関する情報提供の推進

20億円

○ 医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の実施(新規)

1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において、医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供していく。

○ 医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進(新規)

8百万円

医薬品の名称や外観が類似している製品の取り違えによる医療事故を防止するため、製品情報をコード表示化することを検討するとともに、医薬品の名称や外観に関する情報データベースを整備する。

- 「医療安全支援センター」への総合支援 1. 1億円
医療に関する患者・家族等の苦情や相談に迅速に対応するため、都道府県等に設置された「医療安全支援センター」に対する支援を実施する。

- 根拠に基づく医療（EBM）、医療のIT化等の着実な推進 10億円
根拠に基づく医療（EBM）が実践できるようインターネット等を利用し、最新の質の高い医療情報を医療関係者や国民に提供する。
また、電子カルテシステムの普及を図るため、地域の医療機関が電子カルテシステムにより診療情報を交換する際のセキュリティーを重視したネットワークを構築するためのモデル事業を行う。

(2) 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保

- 救急医療体制等の整備 399億円
10床規模による必要な機能を備えた新型救命救急センターの整備をはじめ、救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進するとともに、離島などのへき地においては、二次医療圏を越えた広域的な支援体制による医療提供を確保する。

(3) 質の高い看護の提供

- 訪問看護推進事業の創設（新規） 7.5億円
ALS等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進及び訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修など、訪問看護の推進を図る。
- 専門性の高い看護職員の育成 1.6億円
がん看護や感染管理など専門性の高い研修に対する支援を行うことにより、質の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

3	がん等生活習慣病対策の推進	941億円(944億円)
----------	----------------------	---------------------

- (1) 第3次対がん10か年総合戦略の推進 92億円
 - がん研究の推進 66億円
がんの罹患率と死亡率の激減を目指して、発がんの分子機構等に関する研究を更に進めるとともに、革新的な予防・診断・治療法の開発、がん患者の生活の質の向上、がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究に取り組む。
また、効果的な医療技術の確立を目指した臨床研究を推進する。
 - がん予防の推進 14億円
生活習慣等の行動変容を図りがんの罹患率を減少させるため、がん予防に関する知識の普及啓発を推進する。

- **がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備** 12億円
全国的に質の高いがん医療が提供できる体制を整備するため、地域がん診療拠点病院の整備を促進するとともに、がん診療施設情報ネットワークの対象施設の拡充等を図る。
地域がん診療拠点病院 50施設 → 80施設

(2) 健康づくり施策の推進 849億円

- **健康づくりのための「食育」の推進** 4.3億円
糖尿病等を予防するため食生活の指針を策定するとともに、外食料理の栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供等を普及する。
また、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）による地域における健康づくりのための活動を支援する。
- **未成年者の喫煙防止対策の推進** 8百万円
未成年者の喫煙率が依然として高いことを踏まえ、各地域において幅広い関係者の参加のもと、未成年者の喫煙防止対策が推進されるよう、地域での連携手法等の方策について検討する。
- **「健康日本21」の中間評価に向けた取組の推進** 11百万円
「健康日本21」の目標項目等を踏まえた評価を行い、その後の運動の推進に反映させるため、2005年の中間評価に向けた取組を進める。

4 SARS等感染症・疾病対策の推進
1,816億円(1,807億円)

- (1) SARS等感染症対策の充実** 72億円
 - **感染症発生動向把握システムの構築** 1.4億円
<「基本方針2003」における「モデル事業」>

保健所に届出のあった感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、国民、医療関係者等に還元するためのシステムを構築する。

- **医療提供体制の充実** 7億円
 - ・SARS等重篤な感染症の初期診療を行う機関として、感染症患者とその他の患者との接触を避けるための専用外来部門の整備を推進する。
 - ・感染症指定医療機関の維持・運営に対する財政支援を強化し、良質かつ適切な医療提供体制の確保を図る。
 - ・感染症指定医療機関のスタッフを対象とした院内感染防止等に関する実地研修を行う。

- **動物由来感染症対策の強化** 7 1 百万円
国内外の動物由来感染症の発生状況に関する情報の収集・分析・提供、予防のための正しい知識の普及等を行う。

- **検疫体制の強化** 1 億円
SARS等新たな感染症の国内侵入を防ぐため、迅速なウイルス検査ができるリアルタイムPCR装置を検疫所に導入するなど、検疫体制の強化を図る。

- **SARS等新興・再興感染症研究の推進** 1 7 億円
SARSの検査法の迅速化やワクチン開発等、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

- **国際疾病センター（仮称）の設置（新規）** 4 6 百万円
国立国際医療センターに、国際疾病センター（仮称）を設置し、SARS等の新興感染症の発生地域に専門家チームを派遣し、診断・治療、発生原因の究明等を実施する。

- （2）肝炎対策の推進** 6 4 億円
老人保健法に基づく健康診査など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供など、C型肝炎等緊急総合対策を引き続き推進する。

- （3）ポリオ予防接種による2次感染者への対応（新規）** 9 百万円
野生株によるポリオ症例がなくなった後（1980年以降）のポリオ生ワクチンによる2次感染者に対し、医療費等を支給する。

- （4）移植対策の推進** 2 7 億円
 - **臓器移植対策の推進** 5 . 2 億円
医療関係者とあっせん機関の連携を強化するとともに、一層の普及啓発の推進を図る。

- **造血幹細胞移植対策の推進** 1 8 億円
骨髄移植コーディネーターの専任化を進め、骨髄移植のあっせん体制を強化するとともに、骨髄ドナー登録者の拡大を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図り、さい帯血提供体制の充実を図る。

- （5）難病対策の推進** 1 , 0 7 3 億円
難治性疾患に関する調査・治療研究の推進により原因の究明や治療法の確立等を目指すとともに、難病相談・支援センターの整備の推進など難病患者のニーズを踏まえたきめ細かな保健医療福祉施策の充実連携を図る。

(6) ハンセン病対策の推進

460億円

ハンセン病療養所入所者の療養を確保し、退所者の社会生活に対する支援などにより福祉の増進を図るとともに、ハンセン病資料館の拡充等、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図る観点から更なる普及啓発の充実を図る。

(7) エイズ対策の推進

105億円

正しい知識の普及啓発や検査・相談体制の充実を図るとともに、医療の提供、研究開発等の推進を図る。特に、青少年を対象とした教育及び啓発事業を文部科学省と連携しながら新たに実施するとともに、大都市における休日のHIV検査・相談事業をモデル的に実施する。

(8) リウマチ・アレルギー対策の推進

11億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、膠原病などの免疫アレルギー疾患の発症機序の解明、診断・治療法の開発を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。

(9) シックハウス対策の推進

3.3億円

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等の対策を関係省庁と連携しつつ、総合的に推進する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆1,238億円(7兆7,521億円)

○ 政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担

8兆1,238億円

・診療報酬改定 $\Delta 1.0\%$

〔	診療報酬本体	$\pm 0\%$
	薬価等	$\Delta 1.0\%$
〕		

第7 障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供

障害者の自立と社会参加を推進するため、新障害者プランに基づき、住まいや働く場の確保、地域における自立の支援等を推進するとともに、支援費制度の着実な実施を図る。また、精神障害者の保健福祉施策や、障害者雇用及び職業能力開発を推進する。

さらに、ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策を推進するとともに、福祉サービスの質の向上など、良質な福祉サービスを提供するための体制整備を進める。

1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進

6,432億円(6,186億円)

(1) 新障害者プランの推進 1,426億円

ノーマライゼーションの理念の下、共生社会の実現を図り、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、グループホーム等、個人の多様なニーズに応じた各種の福祉サービスの充実を図る。

地域生活援助事業(グループホーム) 3,685人分増

(2) 支援費制度の着実な実施 3,479億円

障害者がサービスを選択できる支援費制度を着実に実施するため、ホームヘルプサービスなど各種のサービスに必要な経費を確保するとともに、都道府県及び市町村の支給決定事務の円滑化・適正化等を支援する。

(3) 障害者の社会参加の推進 62億円

障害者のIT利用による情報バリアフリーに積極的に取り組むため、障害者ITサポートセンターを整備し、障害者を対象としたパソコン教室の開催やパソコンの利用方法を教えるボランティアの養成・派遣等を推進する障害者IT総合推進事業を実施するとともに、身体障害者補助犬の育成や視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業の推進を図るなど、障害者の社会参加推進のための事業を総合的に推進する。

(4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等 1,212億円

平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.2%~0.4%の見込み)の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の額の改定を行う。

(平成16年4月実施)

・手当額への影響(△0.2%の場合)

特別児童扶養手当(月額) 1級	51,100円	→	50,950円
2級	34,030円	→	33,930円
特別障害者手当(月額)	26,620円	→	26,540円

2 精神障害者保健福祉施策の充実 588億円(570億円)

- 精神障害者の社会復帰対策の推進 228億円
精神障害者の社会復帰を促進するため、居宅生活支援事業及び社会復帰施設の充実を図るとともに、いわゆる社会的入院患者の退院を支援するための事業を実施する。
- 適切な精神医療の推進 18億円
在宅の精神障害者の症状悪化に対し、身近な地域において早期に適切な医療を提供できる体制を確保するため、休日・夜間対応の精神科初期救急医療輪番システムの整備を促進する。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備 26億円
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療等のため、指定入院医療機関の整備、精神保健判定医の養成等を行う。

3 障害者雇用対策の推進 80億円(78億円)

- (1) 雇用と福祉の連携による重度障害者対策の推進 9.2億円
 - 障害者就業・生活支援センター事業の充実 8.2億円
障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所を増大し、事業の推進を図る。
47か所 → 80か所
- (2) 精神障害者対策の推進 3.1億円
 - 精神障害者の職場復帰支援事業の創設(新規) 39百万円
休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向け、精神障害者及び事業主への専門的な相談援助等を行う事業を実施する。
- (3) 障害者の雇用機会の拡大 68億円
 - 障害者試行雇用事業の拡充及び職場適応援助者(ジョブコーチ)による事業の推進 25億円
事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ常用雇用へ移行するため試行雇用事業を拡充する。
また、授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、職業的自立のための実践的な支援を行う事業を推進する。
 - 求職者情報のインターネットによる提供(新規) 80百万円
公共職業安定所に求職登録している障害者の求職者情報(障害種別、部位、資格経験等)をインターネットにおいて公開する。

4 多様かつ効果的な障害者職業能力開発の推進

65億円(48億円)

(1) 公共職業能力開発施設における障害者訓練の拡充 53億円

障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校を障害者職業能力開発のモデル校に指定し、地域における障害者訓練機会の拡大を図る。また、訓練支援サポーター等を配置することにより、障害者訓練の拠点整備を図る。

(2) 事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な就業訓練の拡充

12億円

○ 多様なニーズに対応した委託訓練の実施(新規) 11億円

特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し訓練を実施するとともに、個々の受講生に対応した訓練カリキュラムの調整を行う障害者職業訓練コーディネーターを配置する。

○ IT技術付与のための遠隔教育の推進(新規) 32百万円

遠隔教育を実施している民間教育訓練機関と障害者等の居住地のNPO等のパソコンボランティアとの連携により、重度身体障害者等の訓練施設への通所が困難な者に対して、民間教育訓練機関を活用した訓練機会の提供を図る。

5 福祉サービスの質の向上等

59億円(64億円)

○ 福祉サービスの第三者評価等の推進 3.6億円

都道府県が第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修などを積極的に実施できるよう支援するとともに、新たに指導者養成研修事業を実施するなど、第三者評価事業の普及・定着の促進及び均質化を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。

また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。

○ 福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上 12億円

日本社会事業大学に新たに福祉マネジメントに関する専門職大学院を設置し、幅広い視野と高度な知識・技術を持った福祉専門職業人を養成するなど、質の高い福祉人材の養成・確保を図る。

○ 地域福祉権利擁護事業など地域福祉の推進 43億円

痴呆性高齢者等判断能力の不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。

また、生活福祉資金貸付制度について、より活用しやすい制度となるよう資金種類の整理統合等の見直しを行う。

6 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

30億円(27億円)

- **自立支援事業等の拡充** 20億円
生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や、巡回相談活動等を行う総合相談推進事業、都市雑業的な職種の情報収集・提供等を行う能力活用推進事業を拡充するとともに、広域的な事業の展開が可能となるよう事業主体の拡大を図る。
また、自立支援事業について、ホームレス数が少ない自治体等においても事業に取り組みやすいよう運営の弾力化を図る。
- **保健衛生の向上(新規)** 35百万円
ホームレスの衛生状態の改善や保健・医療の確保を図るため、入浴等のサービスを提供する衛生改善事業、保健所等による健康相談等を行う保健サービス支援事業を新たに実施する。
- **求人開拓、求人情報の提供の充実** 42百万円
自立支援センター設置地域の公共職業安定所に「ホームレス就業開拓推進員(仮称)」を配置し、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行うとともに、事業主に対する啓発活動を行う。

7 生活保護制度の適正な実施

1兆7,489億円(1兆5,217億円)

- **生活扶助費等**
国民の消費動向や社会経済情勢などを総合的に勘案し、生活扶助基準等の改定を行う。(平成16年4月実施)
 - ・標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子、1級地-1)
月額 162,490円 → 162,170円(△0.2%)
- **老齢加算の段階的廃止**
一般低所得高齢者世帯の消費実態を踏まえ、老齢加算を段階的に廃止する方向で見直しを行う。

※ 生活保護負担金については、三位一体の改革(国庫補助負担金見直し)において、官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、自民党政調会長及び公明党政調会長の6者間で「生活保護負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する」と合意された(平成15年12月10日)。